

意識消失・まひのおそれ

(8 脳卒中 (脳梗塞、脳出血、脳腫瘍、くも膜下出血、一過性脳虚血発作 等))

診 断 書

(香川県公安委員会提出用)

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	<input type="radio"/> 病名	
	<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での症状 (改善の見込み等) についての意見	
	ア 脳梗塞等の発作により、次の障害のいずれかが繰り返し生じている。 【意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等・身体の麻痺等の運動障害・視覚障害 (視力障害、視野障害等)】	
	イ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない (A)」とはいえない。	
	ウ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「前記 (A)」とまではいえないが、6月以内に「前記 (A)」と診断できることが見込まれる。	
	エ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、6月より短期間 (カ月) で「前記 (A)」と診断できることが見込まれる。	
	オ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月以内に「今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	カ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月より短期間 (カ月) で「今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	キ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えず、今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。	
	ク 上記アからカのいずれにも該当しない。 (回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない・脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない等)	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医氏名